

いしかわ

66

2017 Spring

NPOニュース

特集

いしかわNPOニュースの歩みとその時代

改正NPO法が施行されます(平成29年4月1日)

平成28年6月に改正されたNPO法の内容の一部が、平成29年4月1日に施行されます。

【施行内容】

・縦覧期間の短縮

従来は2か月だった縦覧期間が1か月に短縮されます。

・事業報告書の備え置き期間の延長

事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が3年から5年に延長されます。(平成29年4月1日以後に開始する事業年度の書類から適用されます。)

・仮認定の特例認定への名称変更

「仮認定」の名称が「特例認定」に変更されます。すでに仮認定を受けているNPO法人は、特例認定と名乗ることができます。

・認定・特例認定(仮認定)NPO法人の海外送金等の事前提出の見直し(事前提出→事後提出)

※平成30年10月1日(施行予定)から貸借対照表の公告が義務化されます。

改正個人情報保護法が施行されます(平成29年5月30日)

従来は5,000人を超える個人情報を扱う事業者に適用されていた個人情報保護法が、平成29年5月30日から、**個人情報を扱うすべての事業者に適用**されます。

これにより、10名以上の社員(正会員等)を有する**NPO法人は全て適用対象となります**ので注意してください。

個人情報保護法の改正内容については、次のサイトで確認できます。

(個人情報保護委員会のサイト)<http://www.ppc.go.jp/personal/preparation>



いしかわNPOニュースの歩みとその時代

平成13年1月に第1号を発刊して以来16年間続いたいしかわNPOニュースは今号で最後となります。これまで同ニュースでは、NPO・ボランティアの活動のノウハウやその時々ホットな話題を特集し、特に重要なテーマについては誌上で座談会や対談を行って、その内容を読者の皆様にお伝えしてきたところです。そこで今回は、座談会や対談のテーマに注目して、いしかわNPOニュースの歩みをふりかえり、その当時の石川のNPOの動きをまとめました。

※座談会の参加者の肩書・所属は当時のものです

NPO法の制定

平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災により被災した地域ではたくさんのボランティアが活躍し、市民活動が活発となる大きな契機となりました。その後、多くが任意団体であった既存のボランティア団体の立場を強化すべきという声が高まり、NPOの法人格取得などを可能とした特定非営利活動促進法(NPO法)の成立(平成10年)へと繋がっていきました。

その間、石川県においては、ナホトカ号重油流出事故におけるボランティア活動が大変注目を集めました。

平成13年冬号
第1号 ~ 平成14年秋号
第8号

石川県NPO活動支援センターあいむの設置とその前後

主な出来事

- 平成13年 1月 県がNPO支援センター基本計画を策定しました。
- 平成13年 8月 石川県NPO活動支援センターあいむが社会福祉会館の4階に設置されました。
- 平成13年11月 NPO情報ネットワークシステム(あいむホームページ)が稼働しました。

平成12年8月、石川県は、NPO活動の促進を図るため、その支援の方向性やNPO・企業・行政との協働(パートナーシップ)のあり方を考えた基本指針を策定しました。

また、平成13年1月には市民の自主的・主体的な活動を支援するためのセンター設置に向けた基本計画が

策定され、同年8月に石川県NPO活動支援センターあいむが設置されました。

そのような状況の中、創刊号において、NPOが自立した活動を展開していく上で県は何か支援できるのかをテーマに座談会を開催しました。

テーマ

NPOの自立と支援を考える。
NPOと行政とがパートナーシップを結び成長を。

座談会
(創刊号)

参加者

橘 薫 (風っ子KIDS代表)
西川雄蔵 (i-ねっと事務局長)
森 久規 (石川県NPO推進室長)

主な意見

将来的には、行政とNPOがフィフティ・フィフティの対等な関係で事業を進めていけたらというのが理想ですね。

公共サービスに携わる行政全般の人に、NPOに関する研修もお願いしたいですね。行政や公共サービス機関の職員の方へのNPOやボランティアに関する教育も必要だと思います。

NPOの活動に行政からの押しつけがあってはいけませんので、県がもし支援するのであれば、自立的な活動を続けていただけるよう、側面的にサポートすることを念頭に置いています。

平成13年11月に、あいむの情報の発信源としてホームページを開設し、NPOが活動を進めるための情報発信の在り方にあらためてスポットが当たり

ました。そこで、第5号の特集では、石川のNPO活動における情報発信の現状と可能性について座談会を開催しました。

テーマ

**地域社会に認められるために
NPO自ら積極的な情報発信を。**

座談会
(第5号)

参加者

青海万里子 (金沢エコライフ工房ディレクター)
谷口 健一 (ねあがりカライダスコープ事務局)
三国 千秋 (石川環境ネットワーク事務局代表)

主な意見

まず、情報発信をしたいという気持ちがあって、そこから、少しずつ身の丈にあった発信をしていきたいですね。
出す側が負担にならず、楽しめるのが理想です。

情報を出していくことで、意外な結びつきができる場合もあります。**情報発信には異業種交流の効果もあります。**

ただイベントの紹介だけではなく、NPOを運営していく上でのノウハウなども伝えていくべきでしょう。**グループ間で情報を共有する必要性も高まっている**と思います。

開設以来、多くのNPO・ボランティアの関係の皆様にご利用いただいたあいむが、平成14年8月に開設1周年を迎えました。

そこで、あいむがどのように活用されてきたか、また、今後あいむが担うべき役割は何かについて座談会を開催しました。

テーマ

**県NPO活動支援センター「あいむ」開設から1年。
NPOの発展のため、今後担うべき役割を探る。**

座談会
(第8号)

参加者

相川由美子 (あいむ運営協議会副委員長)
青海康男 (i-ねっと事務局長)
橘 薫 (風っ子KIDS代表)

主な意見

作業コーナーは会報誌を作るとき、本当に便利ですね。県内の育児サークルには約1000人の会員がいるので、会報誌の部数も1000部くらい必要になり、輪転機はよく利用しています。

NPO間の交流を活性化させるために、それぞれの分野のNPOが集まってお互いの情報や意見を交換する日を設けようと考えています。また、多様なNPOが交流できるよう、分野を越えた交流会議も企画しています。

あいむには、広報誌の発行、ホームページなどを通して、今以上の情報発信を期待しています。そして、県民の間に、一緒にNPO活動をしたい、という機運を高めてほしい。

人をまとめるリーダーにも悩みはあります。それは、相談相手がないということです。あいむにはリーダーの相談相手を務めてほしいと思います。

主な出来事

平成15年4月
あいむが
広坂庁舎に
移転しました

- 平成14年 3月 県が「NPOとの協働に関する手引」を作成しました。
- 平成14年 6月 平成14年度NPO協働推進モデル事業(第1回協働モデル事業)の応募が始まりました。
- 平成14年12月 NPO法が改正され、活動分野が12分野から14分野に拡大しました。
- 平成15年 2月 全国のNPO法人数が10,000を超えました。

平成14年3月に県はNPOとの協働に関する手引きを作成しました。同年、その具体的な取り組みとして、NPO協働推進モデル事業を実施し、26件の応募の中から5件を採択し実施しました。そこで、**モデル事**

業を実施した方たちを中心として事業の成果と今後の課題を話し合ってもらいました。

座談会
(第11号)

テーマ

**NPOと県の第1回「協働」モデル事業が終了。
自治体の手が行き届かない部分をNPOが補う連携が大事。**

参加者

深川明子 (石川おんなのスペース代表)
山内 司 (起業ネットかなざわ理事長)
吉田栄治 (はづちを事務局代表)

主な意見

自治体との協働を推進していく上で、**自治体との十分な話し合いやそれぞれの持ち味を生かした事業展開が必要だ**ということを学びました。

NPOにはそれぞれの団体の得意分野があり、対象者を絞り込んだサービスが可能です。**行政とNPOがお互いの立場を尊重して、足りない部分を補い合う気持ちが大事**ですね。

自治体には委託事業のみならず多方面で必要に応じた条例の改正など、**規制緩和を進めて法人格の有無にとらわれずNPOなどの市民活動を促進する環境を整えてほしい。**

主な出来事

- 平成15年 8月 県のNPO法人認証数が100を超えました。
- 平成15年 9月 指定管理者制度が始まりました。
- 平成16年10月 新潟県中越地震が発生しました。
- 平成17年 2月 全国のNPO法人数が20,000を超えました。

平成15年に石川県のNPO法人認証数はいよいよ100を超え、全国的にもNPOがマスメディアに登場する機会が増えて社会の認知度も上がり、行政とNPOの協働の事例も増えていきました。一方、行政とNPOの価値観の違いや協働事業の評価の仕方などの課題も

浮き彫りになってきました。そこで、いしかわNPOニュースでは、**NPOや協働についてあらためて特集を組むとともに、今後NPOがさらに発展するために必要なことについて話し合いました。**

テーマ **組織が市民に開かれていることが
信頼されるNPOへの第一歩。**

参加者 青海康男 (i-ねっと事務局長)
河原圭吾 (日本NPOセンター企画スタッフ)
福多 唯 (自分を見つけるママの会Snigel m.スタッフ)

主な意見 NPO法人には情報を公開する義務がありますので、常に市民に見られています。いわば社会全体がチェック機関になっていると思います。組織が市民に開かれていることがNPOの大切なところですよ。

NPO法人に対する信頼が失われないよう、私たちが市民としてできることがあるのですね。

NPO法人も日ごろから情報公開に努め、市民に安心感を与えていくことが求められるでしょう。

平成17年夏号
第19号 ~ 平成19年冬号
第29号

いしかわのNPOマップと能登半島地震

主な出来事

- 平成18年 6月 県のNPO法人認証数が200を超えました。
- 平成19年 1月 全国のNPO法人数が30,000を超えました。
- 平成19年 3月 能登半島地震が発生しました。

県のNPO法人認証数は100を超えてからわずか3年間で倍増し200を超えました。また都市部以外の能登・加賀地方の法人設立の動きも活発化していきました。そこで、いしかわNPOマップと題して各エリアで活躍するNPOを紹介する特集を組みました。

また、平成19年3月25日には能登半島地震が発生し、多くのNPO・ボランティアの方々が被災地で活躍されたことを受け、能登半島地震復興支援レポートを特集しました。

●ボランティア受付活動人数(H19.5.31まで)

区分(ボランティア現地本部名)	ボランティア受付活動人数		
	県内	県外	計
輪島市災害ボランティアセンター門前	6,814	3,940	10,754
輪島市災害ボランティアセンター輪島	1,278	480	1,758
穴水町災害ボランティア現地本部	2,713	878	3,591
合計	10,805	5,298	16,103

●ボランティア輸送バスの運行開始(H19.4.22まで)

行き先	運行台数	利用者数
輪島市	113	3,877
穴水町	30	958
合計	143	4,835

平成20年春号
第30号 ~ 平成21年春号
第34号

NPO法施行から10年と今後のNPOへの支援のあり方

主な出来事

- 平成20年12月 公益法人制度改革3法が施行され、社団法人・財団法人が、一般(又は公益)社団法人・一般(又は公益)財団法人などに移行しました。
- 平成21年 3月 NPO会計基準協議会が結成されました。

NPO法の施行から10年が経ち、NPO法人の認証数は大きく増え、幅広い分野とバリエーション豊かな活動内容で活躍するようになりました。

そこで、そうした活動に対する支援、理解を促進するための誌面づくりについて話し合ってもらいました。

座談会では、環境・福祉などの分野ごとに深掘りしていくことや子どもにスポットを当てること、活動支援に積極的な市町を取材することなどが提案され、その後のいしかわNPOニュースの特集などで具体化されていきました。

平成21年夏号
第35号 ~ 平成22年春号
第38号

NPOをまわす運営術を4回シリーズで特集

平成22年夏号
第39号 ~ 平成24年秋号
第48号

新しい公共とNPO法の改正

主な出来事

平成23年4月あいまがラモードに移転しました

- 国 平成22年 5月 全国のNPO法人数が40,000を超えました。
- 国 平成22年 6月 「新しい公共」円卓会議において「新しい公共」宣言が取りまとめられました。
- 他 平成22年 7月 NPO法人会計基準が公表されました。
- 他 平成23年 3月 東日本大震災が発生しました。
- 国 平成24年 4月 改正NPO法が施行されました。
- 県 平成24年 8月 県がNPOフェスタを開催しました。

平成22年に内閣府に設置された「新しい公共」円卓会議において「新しい公共」宣言が取りまとめられ、「新しい公共」の考え方が示されました。同宣言で提言されたNPO法人の認定制度や寄付税制の見直しなどは、平成24年のNPO法改正により実現しました。

また、平成22年7月には、NPOの活動について、より

多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作る統一ルールとして、NPO法人会計基準ができました。

そのような中、平成13年創刊のいしかわNPOニュースは、平成23年に10周年の節目を迎えました。そこで、これまでの10年を振り返り「新しい公共」を踏まえたこれからの市民社会の在り方について話し合いました。

テーマ

これまでの10年とこれからの市民社会は？

座談会
(第39号)

参加者

青海康男 (i-ねっと事務局長)
福多 唯 (自分をみつけるママの会Snigel m.)
森山奈美 (川への祈り実行委員会)

主な意見

昔は、「餅は餅屋」じゃないけど、役割分担をして個々それぞれの責任を果たすのはいいことだとされていて、**公共の分野は行政が担うものというイメージが強かった**気がする。

今、少子高齢化社会を迎え、行政が子育てや高齢者介護を支えきれなくなってきた。これからは、まさしく**地域に住む全ての人が主人公となり地域の問題は地域で解決する**という方向に向かっていくんじゃないかな。

NPOでは特に多様な主体で意思決定するスキルが低いように感じるよね。説明責任がちゃんとしていない。受益者に対して、会員に対して、理事に対して…それぞれに**説明責任を果たすことがミッション達成に欠かせない**のにな。

キーワードは、町内会を代表とする地縁組織じゃないかと。子ども会・老人会など、私たちの一番身近なコミュニティにNPOの味付けをしながら、企業や学校その他地域の社交場であるお寺や神社などと繋がることにより、新しい活躍の場が広がっていくのではないかと期待しているところです。

平成24年冬号
第49号 ~ 平成26年秋号
第56号

NPO法人の実務のノウハウを主なテーマとして特集を連載

平成26年冬号
第57号 ~ 平成28年冬号
第65号

社会貢献の担い手の多様化とこれからのNPO

主な出来事

- 平成26年 1月 県のNPO法人認証数が400を超えました。
- 平成27年 3月 全国のNPO法人数が50,000を超えました。
- 平成28年 4月 熊本地震が発生しました。
- 平成28年 6月 改正NPO法が成立しました。

平成26年には県のNPO法人の認証累計数が400を超え、翌平成27年には全国のNPO法人数が50,000を超えました。NPOは私たちの身の回りに浸透するとともにあらゆる分野で活躍するようになっていきます。

そのような状況の中、NPOがこれまで少んできた道のりを振り返るとともに、平成10年のNPO法施行時から変化した現状を踏まえて、NPOの「これまで」と「これから」について語り合ってもらいました。

テーマ

NPOの「これまで」と「これから」

座談会
(第57号)

参加者

青海康男 (i-ねっと事務局長)
久保信二郎 (こまつNPOセンター代表理事)
西村貴之 (金沢大学特任教授)
森山奈美 (いしかわ地域づくり協会コーディネーター)

主な意見

NPO法人は自然淘汰され、行政や企業でもできない隙間課題の解決に奔走するNPOが生き残っていくと思います。

これからもますます社会貢献を志向する人は増え続けると思います。またそれはNPO・一般社団・個人・社会貢献型事業者に留まらず、もっと多様な形態で生まれてくるでしょう。

『誰かの役に立ちたい』『社会に貢献したい』というマインドを持った若者が増えていると思います。“ピュアな”思いを持ちながら、“シビアな”マネジメントで、持続可能なNPO経営を行うことの出来る「人」の育成が重要だと考えます。

ますます価値観が多様化し、何がよいことなのかという基準さえ、揺らいできています。だからこそ、それぞれのNPOが目指している社会像に対してもっと共感を広げていくことが求められると思います。

あいむはこれからも情報発信を続けていきます

いしかわNPOニュースをお届けするのは今回で最後ですが、今後益々ご活躍されるNPO・ボランティアの皆様に向けて、ホームページやフェイスブック、メルマガなどを一層活用して、あいむはこれからも情報を発信していきます。

詳しくは次ページに→

いしかわ

66

2017 Spring

NPO ニュース

特集

いしかわNPOニュースの歩みとその時代

改正NPO法が施行されます(平成29年4月1日)

平成28年6月に改正されたNPO法の内容の一部が、平成29年4月1日に施行されます。

【施行内容】

・縦覧期間の短縮

従来は2か月だった縦覧期間が1か月に短縮されます。

・事業報告書の備え置き期間の延長

事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が3年から5年に延長されます。(平成29年4月1日以後に開始する事業年度の書類から適用されます。)

・仮認定の特例認定への名称変更

「仮認定」の名称が「特例認定」に変更されます。すでに仮認定を受けているNPO法人は、特例認定と名乗ることができます。

・認定・特例認定(仮認定)NPO法人の海外送金等の事前提出の見直し(事前提出→事後提出)

※平成30年10月1日(施行予定)から貸借対照表の公告が義務化されます。

改正個人情報保護法が施行されます(平成29年5月30日)

従来は5,000人を超える個人情報を扱う事業者に適用されていた個人情報保護法が、平成29年5月30日から、**個人情報を扱うすべての事業者に適用**されます。

これにより、10名以上の社員(正会員等)を有する**NPO法人は全て適用対象となります**ので注意してください。

個人情報保護法の改正内容については、次のサイトで確認できます。

(個人情報保護委員会のサイト) <http://www.ppc.go.jp/personal/preparation>

